

(参考)所得月額の算定 (1年目家賃のイメージ)

例3:片働き世帯(夫、妻、未就学児1人)

STEP1

収入から所得控除を行い、世帯員ごとに所得額を計算


名義人
(夫)

収入

給与収入・440万円

所得

給与所得・311万円※

給与所得控除 129万円

※源泉徴収票の給与所得控除後の金額

同居者(妻、未就学児)

STEP2

世帯員の所得の合計から、各種控除を差し引き、所得月額を計算


世帯所得 311万円

—

扶養控除 38万円×2人
所得控除 10万円

÷

12か月

=

187, 500円
(所得月額)

【適用をする控除】

控除の種類	内容	控除額
扶養控除	申込み者を除く同居者(別居扶養親族を含む) ※同居者等の人数分控除	38万円
所得控除	給与所得または公的年金に係る雑所得を有する者	10万円

STEP3

自身の収入分位から家賃の目安を確認する ※黒枠内の収入分位は「収入超過者」となります。

収入分位	所得月額	輪島市・内灘町			七尾市・珠洲市・羽咋市・志賀町 中能登町・穴水町・能登町		
		1LDK 約50㎡	2LDK 約60㎡	3LDK 約70㎡	1LDK 約50㎡	2LDK 約60㎡	3LDK 約70㎡
1	10.4万円以下	【収入超過者】として認定されると・・・ ▶ 所得の減少(控除の増加含む)がない場合、入居4年目以降は “家賃の上限額”まで段階的に家賃が引き上げられます					
2	10.4万円超～12.3万円以下						
3	12.3万円超～13.9万円以下						
4	13.9万円超～15.8万円以下						
5	15.8万円超～18.6万円以下	3.8万円	4.5万円	5.3万円	2.8万円	3.3万円	3.9万円
6	18.6万円超～21.4万円以下	4.3万円	5.2万円	6.1万円	3.2万円	3.8万円	4.5万円
7	21.4万円超～25.9万円以下	5.1万円	6.1万円	7.1万円	3.7万円	4.5万円	5.2万円
8	25.9万円超	5.9万円	7.0万円	8.2万円	4.3万円	5.2万円	6.0万円